

結婚新生活支援事業

新婚世帯に対して、婚姻を機に行った住宅の購入・リフォーム・貸借、引越に係る費用を支援します。

対象世帯

○新婚世帯（次の要件をすべて満たす世帯）

1. 婚姻日が令和7年1月1日～令和8年3月31日
2. 住居が伯耆町内にあり、夫婦の双方または一方の住所がその住居になっている
3. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
4. 夫婦の前年所得の合計が500万円未満
5. 過去に本補助金の交付を受けたことがない
6. 夫婦いずれも町税等の滞納がない
7. 申請から3年以上継続して町内に居住する意思がある

※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除

○継続補助世帯

令和6年度に伯耆町結婚新生活支援補助金の交付決定を受けた世帯で、交付決定額が補助上限額に達しなかった世帯

補助対象経費

婚姻に伴う住宅購入費用、住宅リフォーム費用、住宅賃貸借費用、引越費用

※夫婦のいずれかが支払った費用に限る

補助上限額

補助上限額は1世帯につき、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は、60万円、30歳以上39歳以下の場合は、30万円。（補助率10/10）

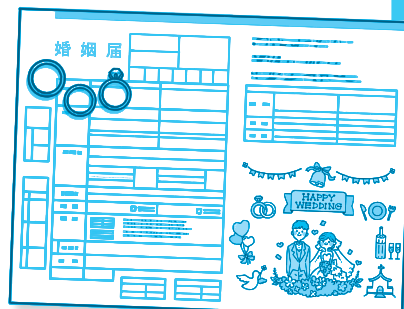
申請方法

交付申請書と次の書類①～⑧を住民課に提出してください。

- ①婚姻日が分かる書類（戸籍謄本等）
- ②住所地が分かる書類（住民票の写し等）
- ③所得証明書および町税等の滞納がないことを証する書類
- ④対象経費の確認が取れる書類（契約書や領収書等）
- ⑤支払額が確認できる書類（通帳や領収書等）
- ⑥個人情報確認同意書および誓約書
- ⑦貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- ⑧住宅手当支給証明書

※①～③は伯耆町で確認できる人のみ省略可能 ⑦、⑧は該当する人のみ

その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは住民課までお問い合わせください。



申請期限

令和7年5月上旬～令和8年3月31日

※受付開始日は決定次第、町ホームページでお知らせします。

※国の補助事業のため、予算に限りがあり、年度途中で受付を終了する場合があります。

※3月中に申請を予定する世帯は、必ず2月末までにご相談ください。

問い合わせ先

住民課 ☎ 0859-68-3115



◀伯耆町
ホームページ

西伯南ライオンズクラブから「スポットクーラー」

認証30周年を迎えられた西伯南ライオンズクラブから、3月22日（土）の記念式典にて、学校体育施設のスポットクーラー購入支援金50万円をご寄付いただきました。防災拠点の強化、学校体育施設の熱中症対策として、スポットクーラーを複数台購入し、各学校に配置したいと思います。ありがとうございました。

